

大垣市景観遺産について

大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、宿場町の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物をはじめ、文化財指定の有無を問わず後世に伝承すべき景観を有する建造物等で、次に示す項目に該当するものについては、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、大垣市景観遺産として指定するもの。

- ▽ 宿場町の風情を醸し出す建造物など、大垣の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物（歴史・文化遺産）
- ▽ 明治から昭和初期に建造された建造物で、産業都市大垣を象徴するもの（近代遺産）
- ▽ 優れたデザインにより建造物としての価値が高いもの（現代資産）
- ▽ その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等（風景資産）

※建造物等とは：建造物は、建築基準法に規定される建築物、工作物を総称するものです。景観遺産は、建造物に加え、樹木や山、川、まちなみ等の風景を含んでいるため、これらを総称して建造物等としています。

○対象となる物件

民家・事業所・工場・神社仏閣・公共施設などの建築物、橋・トンネル・水門・塔・煙突などの工作物、樹木、山・川・農地・公園・まちなみなどの風景

○景観遺産の範囲の概要

項目	歴史・文化遺産	近代遺産	現代資産	風景資産
種類	建造物 (民家、事業所、 寺社仏閣等)	建造物 (民家、事業所、 工場、トンネル、 水門、塔、煙突等)	建造物 (民家、事業所、 工場、公共施設、 塔等)	風景 (山、川、農地、 公園、まちなみ 等)
年代	戦前	明治～戦前	戦後	年代問わず
条例の規定	大垣の歴史・文化を感じさせるもの	産業都市大垣を象徴するもの	優れたデザインにより建造物として価値が高いもの	地域の良好な景観形成に寄与しているもの

○景観遺産指定基準（案）

大垣市景観遺産の指定については、後世に伝承すべき景観を有する建造物等のうち、以下の点から判断し、選考するものとする。

意匠性：意匠的に優秀なもので誰もが容易に見ることができるもの

郷土性：地域のシンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの

表象性：地域の自然、歴史、生活、産業の特徴が顕著に現れたもの

規範性：地域の良好な景観形成の規範となるもの

快適性：広く人々に心地よさや潤い、なごみを感じさせるもの

○指定方法（案）

景観遺産の指定は、市民が「ふるさと大垣の残したい景観」と考える物件の公募や、庁内での推薦物件を集め、大垣市景観遺産審議会が選考し、所有者の同意を得て市が指定を行う。

○景観遺産に指定された物件の取り扱い

- ・ 指定の告示、所有者等へ通知、台帳の作成
- ・ 景観遺産のプレートまたは案内板を設置
- ・ 所有者等に条例に基づく適切な管理を義務付け
- ・ 現状変更や所有権等の移転について届出を義務付け
- ・ 届出に対して必要に応じ助言・指導を実施

○今後の検討項目

- ・ 景観遺産のプレートの作成
- ・ 景観遺産の保存・活用に関する助成制度の創出
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木への指定
- ・ 次年度以降の景観遺産発掘の方法

○景観遺産指定による景観まちづくりにおける将来像

ふるさと大垣の残したい景観を有する建造物等を指定することにより、身近にありながらその価値に気付かれにくい景観を市民へ周知



所有者等及び市により、景観遺産の保全を推進し、景観遺産の活用方法の検討



景観遺産を中心とした地域の景観形成の啓発、提案



景観遺産を活用した景観まちづくりの推進